

JAはだの組合員様限定

# 優遇金利貯金 キャンペーン

取扱期間 2024年10月21日(月)～2025年2月28日(金)

期間1年の定期貯金 適用金利

2024年10月21日～12月31日

年0.35%

(税引後年0.278%)

2025年1月1日～2月28日

年0.30%

(税引後年0.239%)

お預入れ額

お一人様

50万円以上から

- 当JA以外からの新たな資金でのお預入れが対象となります。
- 預入れ期間1年(自動継続のみ)

※自動継続時の利率は継続時の店頭表示金利になります。

※店頭のみでのお取扱いになります。

ご利用いただける方

- 当JAの組合員様およびそのご家族(個人に限る)

※新規に組合員加入いただいた方も対象になります。



JAはだのキャラクター「やえのちゃん」



JAはだのキャラクター「びーなマン」

\*金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。  
\*中途解約された場合は、当JA所定の中途解約利率が適用されます。

詳しくは、お近くのJA窓口までお問い合わせください

JAはだの  
<https://ja-hadano.or.jp/>  
信用課 (0463) 81-7716

●大根支所 (0463) 77-1660  
●東支所 (0463) 81-2549  
●西支所 (0463) 88-0004

●鶴巻支店 (0463) 77-0840  
●南支所 (0463) 81-0268

●本町支所 (0463) 81-0019  
●北支所 (0463) 75-1629

## 【商品概要説明書】

(2024年10月21日現在)

商 品 名	スーパー定期貯金<単利型> (組合員限定優遇金利定期貯金)	大口定期貯金 (組合員限定優遇金利定期貯金)
ご利用いただける方	●当JAの組合員とその家族または新たに組合員に加入される方で個人に限る	
期 間	●1年(自動継続扱い)	
取 扱 期 間	●2024年10月21日(月)~2025年2月28日(金)	
預 入 方 法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入 ●50万円以上 ●当JA以外からの新たなご資金での預入れに限らせていただきます。 ●1円単位	●一括預入 ●1,000万円以上 ●当JA以外からの新たなご資金での預入れに限らせていただきます。 ●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。	
利 息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●①【2024年10月21日~2024年12月31日】・・・0.35% ●②【2025年1月1日~2025年2月28日】・・・0.30% ●適用金利は初回満期日までとなります。自動継続後の約定利率については、自動継続時の店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割り計算をします。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●店頭金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。	
手 数 料	-	
付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れ できます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5% を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課 税制度」)の取扱いができます。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて JAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定 が適用される貯金口座の残高・入出金明細等 をご確認いただくサービス)がご利用になれま す。	●自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れ できます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5% を上乗せした利率) ●マル優の取扱いはできません。 ●通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて JAバンクアプリにより通帳レス口座利用規 定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等 をご確認いただくサービス)がご利用になれま す。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息と ともに払い戻します。 ①6か月未満……………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満……約定利率×50%	
貯 金 保 険 制 度 ( 公 的 制 度 )	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定す る決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる こと」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保 護されます。	
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所 (店)または総合リスク管理課(電話:0463-81-7712)にお申し出ください。当JAで は規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情 等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等 を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上 記当JA総合リスク管理課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話:045-211-7716)	
その他参考となる 事 項	●継続を停止した場合の満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により 計算します。 ●金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。	